

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第5回 策定部会 議事録

平成23年6月10日

門真市立文化会館1階ホール

委員長：それでは、始めさせていただきます。参加者が少ないので5分お待ちいただきましたが、定刻を過ぎておりますので始めさせていただきます。

前回、傍聴者の発言を認めたいとかのご提案が出ておりましたが、これは最初のルールに従いまして、傍聴者の発言はご遠慮いただくということで。ただ今回から感想ということで傍聴者にペーパーでご意見・ご感想いただくという形で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

いよいよ終盤になりましたので、誤字や日本語の表現については後日ご指摘をいただきながら修正していきたいと思っておりますので、その点は追って事務局にご指摘いただければと思います。今日の会議も大詰めで、検討部会の議長さん及び学識経験者から色々提案がありますので、最初にご提案を受けて、短い時間ですが検討して、それに従って、会の運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では検討部会議長お願いいたします。

委員A：皆さんこんばんは。冒頭、皆様にお話させていただきたいことがございます。まず最初の話ですが、6月5日に前回の検討部会を開催いたしました。そのときに私のほうから提案させていただいたことがあったのですが、その内容について私の言葉足らずや言い方の誤り等がありましたので、誤解を招いてしまいました。今、訂正させていただきたいのと、皆様にお分かりいただければと思ひましてお話をさせていただきます。何でもそうなのですが、何々委員会であったり何々協議会という組織ができあがるきっかけと経緯というのが、関係の団体もしくは市民でつくるのがひとつ。それと特色があるものについては行政できっかけをつくって発足する組織であったりという、大きく2通りに分かれます。この自治基本条例の市民検討委員会につきましてもやはり同様、自治の話になりますので性格上どうしても行政に偏る形になるのが必然的にわかります。それがありますので、今回は行政側からきっかけをつくっていただいて市民検討委員会が発足したという形になります。便宜上きっかけをつくっていただいた関係部

署が事務局になっていただくというのが他の各種団体においても同じことが言えます。従いまして今回お集まりいただいた皆様方は、独立した市民検討委員会に自らの意思で参加していただいております。基本的には市民の手によって良い自治基本条例をつくりあげていこうというのが基本姿勢でありますし、市民検討委員会の意義でもあります。独立した委員会でありますので、行政・議会という立場ではありませんし、あるいは市民という立場でもないのです。あくまでも組織でございます。内容については市民の手でつくるとというのがコンセプトです。従いまして、誤解を招いてしまった私の問題はありますが、行政側からの命令で行っているわけではないということだけ皆様にご理解いただければと思います。

委員B：命令というよりは要請ということだと思うのですが、どの部分がですか。行政からの要請によって行っているわけではないとおっしゃったのは、どの部分について要請で行っている部分ではないと。

委員A：この市民検討委員会そのものと、目指そうとしている決めごと等を含めてですね。ですから、あくまでこの市民検討委員会内の話になりますので、その中でまず物事を決めていきましょうというお話でございます。この間は行政はタッチしておりません。ただメンバーの中に行政の担当者も含まれているので、行政と市民という立場ではありますけれども、この委員会上につきましては全員等しい委員という形になります。ですので、この委員会で決める内容については一切行政と一線を引いているものでして、独立したひとつの法人のようなものだと私は感じています。元々組織というのは別格の個性を持っておりますので、この委員会でされる内容そのものは、すべて行政とは違う内容になります。一種独立した形となります。その関係がありますので、その組織については、今行っていることを関係の方々に、何らかの形でアナウンスする責任があります。そういう意味で、一度市民との話し合いをもってはどうかと提案させていただいたのですが、言い方が非常にまずかったのが私の大きな反省点でございます。ですので、タイミングは関係なく、できあがった後でもかまわないと思いますが、いずれにせよ市民検討委員会の中で決まった内容を広く知っていただくのは必要であると考えております。

委員C：それはだから何なのか…結論を先に言っていた方がいいですか。

委員A：はい。一番言いたかったのは、皆さん組織で動いていますので、それなりに…

委員C：ここで言っていること、私も言いたいことを言っていますし、失礼なことも言ったりしていますし。ただそれに関しては、あくまで私の考えなんですね。

委員A：それは良いとおもうんです。議論は必要だと思いますし。

委員C：それで、私がそういうことを知人にアナウンスするということは、私のフィルターを通してしまうんですね。ですから、そういうことをしたら良いんじゃないかなと思われるのは自由なのですが、皆さんにお願いするという形になるとそれはちょっと…

委員D：すみません。今言われているのは、私が個人で全戸訪問して言えというわけではなく、組織として中間報告なりということですよ。報告会みたいな形で。

委員B：必要がありますと今おっしゃったこと自体が既に、皆さんの同意があるかどうか分からないことを…この委員会自体にそういうミッションがあるのかというのが。

委員A：あるかないかという意味ではなく、組織についてはどうしてもその責務を負わなければならない。

委員C：策定部会として条例の形をつくるわけじゃないですか。それについて市民全体に説明会みたいなものを持つのは当然だと思いますし、したほうが良いと思うんです。ただ、個人にそれを…

委員A：個人ではありません。そこは誤解…

委員C：そこがちょっとよくわからなくて、なぜそういうことをおっしゃるのか。

委員A：個人にお願いしているわけではなく、例えば、私と学識経験者で行っ

でもいいと思います。要するに委員会として、市民に対して報告ができれば良いかなと思っているんです。委員会は委員会でやらなければならないし、行政は行政で別途いろいろ練っていただいております。

委員C：さっきおっしゃったように、行政がきっかけをつくって条例をつくるので、市民の意見を聴きたいから市民検討委員会の希望者を募ったわけですね。だからあくまでも主体は行政なんですね。で、私たちは、条例をつくるにあたって意見を述べて、形になるものを策定するんですね。行政にそれを市民として出して、それを行政が市民に向けて…市民と事業所にもアンケートをとり、市民検討委員会で検討し、市役所内でもワーキンググループの話し合いをし。それを市長さんが議会に提案するわけですね。なので、私たち個人に対してそういうものを要求…私の考えが間違っているかもしれませんが、要求されると困るというか。私が言いたいことを言うのはこの場、学識経験者もいて、傍聴者もいて、市役所の方もいるから言うのであって、それを個人的なレベルでアナウンスをやってくださいと言われると困るんですね。それは私としてはできません。こんなことしてるよというのは言いますよ。でも内容について、私たちは策定はしますがどんなものかわからないんですよ。

委員A：再三再四お話ししますが、個人的にお願いするわけではないんです。

委員B：そのことを踏まえて、それはわかっています。検討部会議長がするのかもしれないし、3人でするのかもしれない。けれども、市民検討委員会に与えられたミッション、なぜ私たちがここに集まっているかという、行政に今度自治基本条例をつくるので意見を持っている人の意見をまとめて条例案をつくりたいということで集まっているわけで。全市民の意見でというところまでは求められていないと思いますが、それについて他の市民の意見を入れたりPRしたりというところまでは広報とかを見ても書いていますか？書いていないでしょ。その書いていないことを平気で言うことが、これから見える行政にしていくうえでの一番の欠陥なんです。中に隠れていたらいけないんです。

委員C：なぜそういうことをおっしゃるのかわからない。

委員D：いいですか。私が思うのは、これが小さな市議会になっている気がし

てしまっているんですね。純粋な市民としていろんな資料を見ているときに、マヒしてくる部分ってすごく多いと思うんです。私自身がそうです。自分の中で勉強してこういう会議をやって、自治基本条例という言葉も間違えず言えるようになりましたが、職場で聞いたら何ですか？となっているんです。で、このズレを修正しておかないといけないなというのを私自身すごく感じています。最終的に、プロセスはどうであれ広く市民の方が、わかる・使えるようにならないといけないと思うので、一回我々のズレを証明するのも必要なのかなと。で、市民の方の意見を聴くというのも、私は逆に自分達がリセットする良いきっかけになるんじゃないかなとも思いますし、こんな考えもあるんじゃないかとその後の会議が活性化するんじゃないかと思うんですね。既得権益で私たちが考えてやりますではなくて。選挙で選ばれたから私たちが全部やりますと批判している市会議員と同じことをしてしまうんじゃないかなと私は懸念しています。なのでそういうチャンスがあれば私はどんどん行って、市民にわかるか訊いてわからなければ委員会でもう一回揉んでくる、というやりとりをしても面白いんじゃないかなと。

委員A：実際に説明会をやるやらないはステージがちょっと違っていて、そういう話ではなくて、あくまでもこの組織の名前が（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会なんです。で、その中に会議体として検討部会と策定部会の2つの部会を持っている。ですから、本当に組織で動いている状態ですので、個人で言いたいことを言って活性化していくのはもちろんいいのですが、根底に流れるのは皆さん組織の一員になっているのですから、組織の全般の雰囲気を見ていただいて議論していただくということに努めていただきたいと思います。みんな熱い想いを持って来てるわけなんですよ。ですからそれは出し切ったと思います。あと残されたやるべき仕事は、いかに整った形の条例案ができるかどうかということだと思います。ですので、以後に関して、保護のお話は議論が終わっている段階になりますので、そうでないといつまでも続きます。あと数回しかありませんが、例えば皆さんがあと1・2年伸ばしてもいいとおっしゃるならそれはそれで良いと思います。

委員B：今おっしゃった、独立した組織で動いているということがどういう意味でおっしゃっているのかよくわからない。それともうひとつ、だん

だん集約する方向でまとめていかないといけないと言う一方で、市民にもう一回戻したらひっくり返りますよ。

委員A：それはステージが違う話なんですよ。

委員B：どういうステージですか。

委員A：話の仕方、もしくは何の内容の話で交流をもつかは、それぞれが一番良いと思う方法で考えたら良いと思うんですね。そうじゃなくて、これは委員会でやっているということだけを知ってくださいということなんです。

委員B：委員会でやっていないと言う人がいましたか。

委員C：具体的に何かトラブルがあって、指摘があったので気をつけてくださいということなんですか。

委員B：もうひとつ。今話をしているのに、その話はステージが違うのでしたら、市民へのそういう話はもう置いてください。もう言わないでください。

委員D：私がいただいている資料では、市民説明会が7月の中旬と。最初にこんなものでやりましょうかと、これは事務局どう…

委員A：ですから、何回も申し上げているとおり、組織で動いている以上スケジュールもあり、多少遅れたりするのはいたしかたのない話で…

委員D：これは最初からあるんですね。

委員C：じゃあ、市民説明会の期日を決めてやればいいんじゃないですか。

委員D：最初にいただいた資料5で、市民説明会は7月の下旬から8月上旬・お盆くらいまでということで。最初の頃にこれでいきましょうと。

委員C：それをやればいいんじゃないですか。

委員A：前回の検討部会の中で私の言い間違いがあつて、皆さんに変に誤解を招いたかなということで、その訂正だけさせていただきたかつたんです。

あと、実際どのように残りのスケジュールを進めていくかということに関してとか細々の話がありますが、学識経験者からお話いただければと思うのですがよろしいですか。

委員E：私の方から今の話についてちょっと整理をさせてください。私のお配りしている紙で、中間論点整理というものがあります。これの裏を見ていただいているいいですか。4のところを最初にいきたいと思うのですが、これは前回の話なんですね。自治体の憲法、自治基本条例は最高規範性を持つと言っているのですが、憲法である以上は市民が知らないというのはいけない。誰が説明するのかは別にして、市民があまりよくわからないというのはいけないだろうと。憲法ですから、役所と市民の契約書的な意味合いがあると思いますので、そこは大事にしないといけない。問題は、前回の話ですが誰が周知公表すべきかということと、どのタイミングで行ったらいいのかというところが実は悩んでおりました、表にして整理してみたんですね。今は検討中でございます。で、条例制定直前、今の予定では12月頃に条例を上程予定なのですが、そういう条例制定の前に正案として説明するというのもあるかなと思います。それから条例を制定した後に、こんな条例ができましたということで。この3つの局面があるということなんですね。あと、市民、議会、首長と並べておりました、それぞれ役割があるだろうと思うんです。前々から出てきているのは、説明会を首長の正案になってからという、条例制定直前あるいは条例制定直後になるかと思ひます。きちつとした条文になってから説明するというは確かに必要な話だと思ひます。あと条例は議会で議決していただきますので、本来は議会として説明していただくことが理屈としては必要だろうと思ひます。できるかどうかは別の話ですが。あとは市民ですが、主役となつた市民検討委員会のメンバー、あるいは今後設置される予定の監視機関のメンバーが、参加できるところは参加して条例案の内容を紹介していくということになるのかなと思ひます。この間議長さんからご提案いただいたのは、検討中の市民の話がされたということだと思ひます。もちろんそれだけでは足りませんので、それ以外のところも紹介をしていかないとはいけないと思ひます。その可能性についてご提案されたということだと思ひます。

委員C：この間の話で、私はあれからそういうものは市民同士の義務でもあると。知る義務と言ったらおかしいですが、そういうものを積極的に知ろうとする責任もあると思うし、私たちがこういうところに関わった以上はこういうことをやっていてこういうところが問題だと言っていく義務もあると思いました。それこそ協働だと思います。ただ、それを個人のレベルでしてくださいというような受け取り方をしたので、それはどうなのかなと思ったんですよね。

委員E：一番簡単なレベルでぜひご協力いただきたいのが、条例を読んでくださいと呼びかけることですね。まずはここからだと思います。その次は色々なレベルがあると思いますが、もうちょっと積極的にご協力いただける場合には、私に関わったときはこういう意見を言ったとかまで言ってもらえるとパーフェクトだと思います。

委員C：そういうことを最初にやると決まっていたし、それをやるのは良いと思います。こういうふうに決まったよという形よりも、こういうことを今やっているという。今の状況を市民に説明するのも大事なことです。個人レベルでやってくださいという風に私は聞こえたので、それはちょっと違うと思ったんです。

委員E：2つご検討いただきたいのが、どうしたらみんなに広く知ってもらえるのか、まずはそこなんです。

委員C：意見よろしいですか。まず事業所に市役所の方や先生方が、もしできれば出向いて説明する。来てくださいますよ。だから行って説明する。あと学校の先生方も市民のひとりと私は思っているので学校にも説明に行きたくて、先生方にも来て欲しいです。子供の教育についてこれだけ突っ込んだ話をしているんですから関係なくはないと思います。あと自治会にも提案して。そういうことをやらないと、基本的に広報を読まないんですよ。広報の編集の仕方もちょうと考えた方がいい、頑張っているのをわかるのだけれどもう少し工夫がいるなと感じています。だから広報やホームページではまず集まらないし、自覚を持ってもらおうと思ったら行って説明した方が私は。で、自治会の役員には絶対に来てくださいというぐらいの大事なことです。そういう方が実効性はあるんじゃないかなと思います。

ます。

委員E：ありがとうございます。そういうところをぜひ教えていただいて、どうやったらうまく周知できるかを。で、前回議長から提案があったのは、今の局面ではみんなで説明会をやるのもいいのかもしれないというお話でした。ステージが進んでいって、条例制定直前の11月・12月になったら市役所・市長の方で議会に上程する話ですから、準備ができ次第説明も試みられると思います。

委員C：何か意見を出されたらどうですかね。私はそう思います。

委員長：他の方も何かご意見あればぜひお願いします。

委員F：今、学校に回って自治会にも来てもらわないといけないっていう話ですけども、自治会を回るとなったら門真市内に100以上自治会がありますし、すごく大変だと思うんです。そういうことをするとして、効率的に小学校区とかで、しかもできるだけ人の集まるポイントをねらっていないと。例えば小学校だったら、地区懇談会というものがあります。地域の皆さんや保護者の方、先生も入っていただいて、大きな部屋に集まっていたいただいて講演会をしてから、町単位にわかれてもらって安全の話とか地域の問題の話をする場があるんです。そういう確実に人が集まる場所を狙ってやらないとなかなかしんどいんじゃないかなと思います。実際に中学校区は地区交流会がほぼ壊滅的なので、地区の人が集まってきたとしても保護者が集まらない状態でやっても意味がない、やらないでおこうというのが今の流れです。

委員C：今有効と思うのは、地区懇談会ですか。

委員F：ただ、現状6月末から7月頭ぐらいにどこの学校も取り組まれるので、ちょっと今からお願いしに上がるのも遅いかなと思います。

委員E：逆に時期的なものはいつ頃がよさそうですか。

委員F：地区懇談会で地域の人や保護者の集まってくれるのは、どこも6月から7月、夏休みまでなんです。なので今から走り出すのはちょっと。もう講師の先生をお願いしているところは、すでに決まって案内を配

布している状態にあると思うのでそこに割って入って時間をくださいというのができるかどうか。ちょっとしんどいと思いますね。地区によっては自治会館を集合場所にして何日にも分けて一つ一つ回っていかれるところもあるんです。門真市内の小学校が一概に学校に集まってという形をとっているとは限らないので。

委員長：具体的な方法、個々の条文の内容はともかくとして、自治基本条例の思いとか意味を私たちなりに伝える場を持つということによろしいでしょうか。もちろん参加を強制するものではありませんので、ご都合のつく方がぜひ。熱く語れるものは語っていただくということで。よろしいでしょうか。

委員D：理想は全自治会で100回開催。それから小学校区か中学校区か全市で南北に分けて1回か。それぐらいの幅と実際のスケジュールが。

委員E：これは私が勝手に思っているのですが、うまく使えばいいなと思うのが若い方ですとか、なかなか自治会に関わりが持てない方たちに対して、良いきっかけになると本当に良いと思うのですが。

委員C：関心があるというのが一番攻めやすいんですね。まったく関心のない人にいくら言ってもだめなので、こういうことに関心がある人、門真を何とかしないと日頃から切に思っている人が集まるところへ行けば少なくともその人達は来ますよね。だからその方がいいかもしれない。自治会にももちろん回らないといけないけれど、私は企業というのは門真市を活性化したいわけですから、商店会とか。そういうところの会合もいいかもしれないですね。

委員E：おっしゃっていただいたとおり、善意で市政のことを考えていただいている方はたくさんいらっしゃると思うんです。そこにうまくヒットするといいなと思うのですが、そこがどこかがわからないんですよ。

委員F：それぞれの商店街でもっている商店会もありますし、門真市商業連盟とか商工会議所とかの団体はたくさんあるので。門真市老人連合会とか門真市自治連合会とかの団体もたくさんありますので。

委員C：そういう大勢集まっている活発な会合の方がいいですよ。

委員G：そんな活動している団体は、私の関わっているところではほとんどないですね。形はありますよ。でも、門真市がどうなるかということを実際に考えて自治会運営をされているとは参加してもなかなかそういう形にはならないですからね。

委員C：でも商売をしている方はある意味必死だと思うんです。

委員G：でも商店街もなくなっているんじゃないですか。南部の方ではほとんど商店街がありませんし。

委員H：小学校の方は、今だいぶ決まっているから入れるのは難しいとおっしゃっていましたが、小学校の父兄はまだ若いですよ。門真を良くしていこうと思ったらずその人達が目覚めないとだめなんです。小学校の運動会にシルバーもよく出て行くんですよ。だから小学校に何らかの形で開いてもらうのが一番人が集まるんじゃないかなと。

委員F：一番人が集まるのは校区の体育祭です。でも、その体育祭の場でこの話をして大丈夫でしょうか。

委員C：やっぱり遊びの要素を入れると結構ね。NHKの教育番組でも最近遊びの要素を入れるでしょ。そうすると子供は興味を持つし。体育祭だと、自治基本条例の札を隠してとか。探し物競争って言うんですか。それはもしかしたら面白いのかもしれないですね。

委員D：真面目な会議のインフォメーションだけじゃなくて、そういう楽しい伝え方というもの。ふざけてると言われたらそれまでなんです。

委員B：今言っている内容を良くわからないのですが、我々市民検討委員会でやっていますよということを伝えようとしているのか、真面目に今こままでの案ができていますので、他に何かいい案はありませんかということでは全然方法も違いますし。さらに言ったら、我々は今やろうとしています。基本的には行政が条例に関してアンケートも取っているんです。私も見ましたがそんなに多くの件数は取れていないですよ。で、委員も本当はもっと人数が多いのに今のこの状況で。案としては、どこへ行ったらできるとかいうものはありますが、やったとい

うことだけにしたいなら色々あるでしょうと。何を掴みたいかがあって手段が出てくるわけで、そこが今ちょっと見えない。市民検討委員会をやっているということだけを伝えたいならそれでいいですと。我々が出した案を修正してもらおうということになれば、そのことではなかなかできない。なぜかという、我々はこれだけの時間をかけたのに、10分や20分見て出てきた意見にひっくり返されたら、何をしているんだろうということなんですよ。

委員E：最終的に手にしたいのは、大きいところで言うと2つだと思います。総合計画に市民委員で応募してくれるような方を増やしたいということと、もう一つは、地域の自治が自治会だけでは不安定になってしまっている部分があるので、そこを何とか補強していきたいということだと思うんです。市役所がどうこうということは別にして、逆に市役所には手伝ってもらってということだと思うんですけども。最終的にはそこだと思いますし、きっかけになるものを…

委員B：やることについては否定しないのですが、私はオーソドックスに委員会で内容をまとめて行政に提出する。行政はアンケート等を踏まえて、字面とかを条文の形にしてもらおう。それをそのまま議会に出すわけにはいかないから、パブリックコメントに出す。そして、検討委員会、アンケート、パブリックコメント、行政の意見をセットにして議会に提出する。

自治会に聴くにしても、忙しいから一部の自治会にしか行っていないとなると、私はおかしいと思う。全体に聴くならパブリックコメントで聴く。そういう風にきっちりやっていると説得力が…検討委員会の結論は説得力があるんですよ。そういう段取りの方がいいと思います。

委員C：それは本来のまともな意見で、それも一つやらないといけないことなんです。それと同時に、興味のない人に自治基本条例というものが何なのかということをおかしてもらおう。なぜ条例をつくるのかということをおかすレベルで行う。両方やらないと。

委員H：すみません、よろしいですか。門真市総合計画は第5次まで出ていて、すごくいいことがたくさんあるのに全然実行されていない感じなんです。それを変えていくために自治基本条例をつくるんだと思うんです。

総合計画の時に子ども会議も開かれましたよね。子どもで関心を持っている子もいると思うんです。だから門真を大きく変えていこうと思ったら、小さな子どもたちを巻き込んで、子ども、父兄、シルバー全部を巻き込まないといけない。機会のあるごとに活性していかないと。どうやって関心を持たせるか、それが一番大事だと思います。

委員C：まだ第一歩だから何年も時間がかかると思います。それと同時に自治基本条例という言葉だけでも門真市民に知ってもらう。そういう簡単なこともしていけないと。それと同時に本来やらないといけないこともやる。

委員B：私が言っている、本来やるということはそこを決めるまでのことを言ってるんですよ。決めた後の過程でどれだけみんなに普及させるかというのが、今おっしゃっている話なんですよ。その前の中途半端なものをこの短い期間でどうしようかというのが私にはまったく見えないんです。

委員E：基本的には条例を読んでと呼びかけるだけでいいと思うんです。その後のちゃんとした説明は…

委員B：ちゃんとした説明もあるし、ここにいる委員が条例ができたということで個人で市民に言いにくいといけない。

委員E：噂をしてくれる人が増えればいいですね。日本国憲法も全文を読んでいる人はあまりいませんが、有名な条文があるので気にしますよね。それが欲しいということだと思います。

委員B：それで私が言いたいのは、この段階でそれかということなんです。この中途半端な状態で。以前も会議中意見を言いつ放しで議論がかみ合っていないという話がありましたね。私たちの役割は委員会の中でどれだけ条例を洗練させるかということが第一であって、違うところに走り出すというのは。委員会がよく頑張っていると思われるのはわかるのですが、それは見せかけだと思います。

委員C：そっちの方にばかり力が入ってしまうのは違うかなと。だからこんな条例をつくっていますというのをもっと広報の第1面に載せるとか。

委員B：この活動については、広報に結構出ています。でもおそらく広報は見られていません。

委員E：残りの部分も説明させていただいてよろしいですか。広報と、中身を洗練させるという2つの議論ですけども、両方大事なことだと思えます。チェック項目をつくってききましたので、ご覧ください。残りの部分を簡単に説明させていただきます。

1番のところですが、現在8章32条になっておりまして検討部会で色々ご意見を出していただいたので、条文については概ね意見を出し終えた段階かと思っています。それで周知・広報の話をしていただいていたと思います。次に2番のところですが、策定部会で洗練させるということは大事なことだと思えます。重要な事項について漏れがないか、不十分でないかを確認することと、あと書きすぎているところについてもチェックするということが策定部会に求められていると思います。ところが問題がありまして、自治基本条例で何を書くかということを整理してこなかったのが、それを次の3番以下で整理させていただいております。3番ですが、間違えていけばご指摘いただければと思いますが、(イ)の部分から参ります。自治基本条例の登場人物は市民、議会、市役所(首長)なんです。この3者の役割の確認が大事だと思えます。まずは3者の基本的な役割が書かれているかだと思えます。この3者以外にも色々出てきています。「事業者」「子ども」が出てきましたが、これは市民のカテゴリーです。「議員」も条文に出てきていますが、これは議会のカテゴリーです。「職員」も出てきましたがこれは市役所(首長)のカテゴリーです。下の(1)(2)(3)にその整理をしています。今まで何を議論してきたかということなのですが、(1)市民について一番大事だという主張があったところは、市政やまちづくりについて無関心であってはいけない、あるいは責任と当事者意識を持つことが重要だということが言われてきました。その土台として情報公開と情報共有は重要だという指摘があったと思えます。次に(2)議会について、条例制定、予算決算、行政監視が本来任務だと思えますが、これらの責任が十分かなというのが問題だと出ておりました。必要な範囲で議員の議会活動もしっかりしてくれれば議会がしっかりしてくれるという意見も出ていたかと思えます。次に(3)首長について、執行管理責任を持っていますが、ここで問題なのが国とか大阪府の方ばかり見ているのが今までは問題であったわ

けですね。地方分権ということで自分たちのまちづくりをしていくためには市民参加が大きな課題になりますので、参加・協働を強調していくことが条例の中でも確認されていたと思います。この3者の課題を整理していくことが条文の中に入っているかというチェックが一つ必要かと思います。

もうひとつ、(ロ)ですが、自治基本条例には重要な構成要素が3つあります。まず、最高規範性や理念の確認、前文だとか協働の原則が条文の中には入っていましたが、これは自治分権をどうしていくのかという自治基本条例で一番大事な部分かなと思います。それから2つ目に総合計画の確認。それと3つ目にコミュニティや協働を強化していかないといけない部分もあるという住民協働の確認。この3要素だと思います。

裏を見ていただきますと9つのチェック項目をつくっております。一つ一つ簡単に参ります。まず市民です。①市民の理念としては、市民がまちづくりの主人公で、当事者意識を持ち、一人一人が無責任にならないように、この話がかかれているかですね。②ですが、総合計画についてはやはり参加・協働し評価にも加わっていくことが書かれているかです。③住民協働のところに行きますと、多くの人、特に若い人が地域に関わる仕組み作りをどうしていくのかという話が出てきますし、校区のコミュニティの再編が条例の後半でも出ていたかと思えます。

議会に行きます。④ですが、議会の理念としては、条例制定、予算決算、行政監視といった制度理念を実現していくことが基本だと思います。⑤の総合計画では、二元代表の一翼として重要な責任があり、特に総合計画について承認を与えるだけでなく、予算決算を通じて実現させていくところできちんとご協力いただかないといけないと思います。⑥協働の世界に行きますと、議会は専門家として住民に情報公開や情報共有を促進・支援しなければいけないという話が出ていたかと思えます。

首長に行きます。⑦理念のところだと、最高規範性をもつ自治基本条例に基づいて総合計画や住民協働を推進していただきたいということだったかと思えます。⑧総合計画ですが、総合計画に基づくまちづくりを着実に実現し、総合計画をしっかり守って、情報公開・情報共有と財政規律を守ってほしいということです。⑨住民協働のところですね。これからコミュニティの再編をできるところから行っていくことが後半の条文で書かれていたと思えますが、それを支えていただくために

拠点整備や仕組みづくりについてのお手伝いをしていただかないといけない。

基本的に、この9項目が書かれているかどうか、あるいはその書き方が適切かどうかをチェックしていただくと、条例としての洗練度は上がってくるかと私は思っています。が、ご批判もいただければと思います。

最後の5番のところですが、策定部会だけで足りないところは、役所のワーキンググループに聴いていかないといけないと思います。あと、ここで書いている以外にも、先ほど出た話では自治会長さんにも話を聴いていかないといけない、議会・首長にも話を聴かないとなかなかブラッシュアップが進まないということなのですが、残りの日程との兼ね合いで、進行を考えていかないといけないと思います。

9項目全部私たちがチェックする必要はなくて、任せるところは任せるといいことかなと思いますし、私たちが確認しなければならないところはここでしっかり議論することかと思えます。この整理ができるといいかなと思います。

委員B：おそらくこのマトリクスで良いと思うんです。このマトリクスは、どこに乗っているかという基盤がね、見える行政だとか、対等だとか、そういう概念が、おそらく入ってくると思います。これをする上でベースに、全て見える形でやる。情報公開とか。そういう図になってくると思えます。これを進める上で、条件は前文にも書いていますけど、見える形にするとか、議会と行政と市民が敬意を払ってなんとか対等に話し合っていくだとか、そういう概念が入っていくんです。後、自治会長さんがどうのこうので、意見を聞くとかありますが、これを募集した時に、元自治会長さんとか、色んな人が出てきていて、途中で出なくなっているだけなんですよ。さらに自治会長さんがなんとかだと言ってもね。聞いていない自治会長さんはなんと言います？そうすると、ここの議論でそういう意見が入ったとしても。それはちょっと瑕疵がある。ある検討委員会でやったことには抜けがあると言ってバツになりますよ。

委員E：聴かないで通り過ぎていくというわけにはいかないですね。

委員B：検討部会で聴くかどうかではなくて、行政としてパブリックコメントを出して、聴くのは、議会に出すんですから、全体のパブリックコメ

ントは必要でしょう。それは総合計画でも全部やってきていることですから。

委員E：パブリックコメントの他にはどうというのが考えられますか。行政にお願いするとして。

委員B：もうすでにアンケートはとっていますよね。総合計画のときはアンケートと共に、私がやったわけではないですが、行政の方が事業所ヒアリングなどをやって意見を聞いてきている。そういうことを1セットにしないと、議会が通らないでしょう。ここだけの議論ではなくて、アンケートも取っていますし。

委員E：課長さんの方で、何か出来そうな話がありますでしょうか。

事務局：すでにご報告させていただいていますけど、市民アンケートについては実施をさせていただきまして、結果もお手元にお示しさせていただきました。また、合わせまして、事業所アンケートにつきましても、4月以降に行わさせていただきました。そちらの結果もお示しさせていただきました。また、当初の計画で申し上げますと、パブリックコメント等の手続きについてもですね、順次こちらの議論の進展状況、また、ご意向に沿った形でですね、検討していかないといけないということで想定はさせていただいております。

委員E：条例が今8章32条あるわけですが、これについて、特に町会長さん達に関わりがある部分が、協働の部分だと思うんですね。これは、最低限ここだけでもお見せして、ご確認を取らないといけないと思うんですけれど。

委員B：そこが、よくわかりません。なぜかという、今新たな自治基本条例をつくっていつているんですよ。町会長さんに見せた場合、他にどれだけたくさん確認を取っていかないといけないか。学校もそうですし。

委員C：パブリックコメントだけでは不十分なんですかね。

委員E：いや、パブリックコメントが基本ですね。

委員C：後、広報って配られてもそのまま古新聞のところに置いてしまう人も多いんですよ。だから、自治基本条例号外みたいな感じで、広報とは別のやり方で、各市民に配れる方法があるのかなのかわからないんですけど。

委員D：お茶も出てこないくらいの予算取りなのに、そんなので予算ってあるんですかね。

委員C：実際、広報に載せても読まないですから。

委員D：理想だと思うんですけど、実際、全戸配るような予算ってあるんですかね。

委員C：ですから、そういう予算があるのかなのかって言ってますよね。やろうと言っているのではなく。

委員D：多分ないと思うんですけどね。

委員I：広報みたいな簡単な宣伝でも読まないんだから、自治基本条例なんて絶対無関心ですよ。

委員C：広報を読まないという人が多いんですよ。広報みたいに配ってもまたごみにされるので、企業とかの集まりに行って、説明するときにお配りするとか。だから、何の為に自治基本条例を作っているのかとか、今、議論している部分とかを冊子にして、市役所に置いたり、配ったりするとか。ごみにするようなところに配る必要はないんです。でも、予算がないか知りませんが、そういうことをしないと、勉強のしようがないですからね。

委員E：そうですね。この8章32条をホームページに挙げて、よろしくというわけにはいかないですからね。

委員C：ホームページも興味がなかったら開かないですよ。

委員G：それは出来上がってからの話で、ちょっとごっちゃになっている気が

します。

委員B：私は出来上がってからのことをみなさんに言っているのもであって、今の段階でそれをして、また、ここに新しい冊子を作ってもね。

委員C：それは二度手間ですね。

委員G：誰に見てほしいかというのがありますよ。主婦に見てほしかったら、広告の裏に載せるとかね。ちょっとくらい目を通すかもしれないですよね。

委員B：議会も通ってないものを載せてもね。だから、できるだけ議会を通った形のを一生懸命PRするほうがいいと思います。ここでPRすると、なんとというか、そこでつぶれてしまいます。

委員D：PRとかと、今言っているのは違うと思います。中身の検討の中では、自治会とか、企業なり、そういったところには何か。

委員B：今、事業所は一応やっている。本当に一つ一つ潰していかないといけないです。
その他に何かあるかという、自治会長なら、聞かないほうがいいというわけではないと思いますが。

委員D：コストを考えながら出来る範囲で精一杯やっていくということですね。

委員E：そうですね。後々、説明会とかは市役所側で予算を取っていただいてやっていただくというのはまた、別の話ですから。

委員J：どうしてもしたかったら、校区の会がありますから、そういうときに校区理事に言ってもらって話聞くだけでいいのではないですか。24校区しかないですし、校区理事に任せてやってもらうほうがいいと思います。どうしても自治会の声が聞きたかったらですけどね。

委員K：確か市役所のほうで校区の理事の方が集まって、色んなPRとかする会があると思うので、そこでやってもらって、自治会長さんから全自

治会員にやってもらって、アンケートをとるような形でやっていったらいいのではないですかね。

委員 J : それが一番安上がりで早いですよね。

委員 B : そのアンケートをとったときにどう対処するかというのを決めておかないといけません。でも、やる限りはちゃんとフィニッシュできるような形にしないと意見が入ったときにまたこちらから出さないといけませんから。

委員 J : これはもっと早くしないといけなかった仕事ですよ。いまさらこんな言ってもおかしいでしょ。

委員 E : 条文が出来た段階じゃなかなかね。

委員 J : 私も日曜日宿題があったので、してきましたけど、書いてしまったらどうもこうも変わりませんからね。この中に義人の話とか一つもないですから、歴史とかの話も言っていたので調べてきたんですけど。

委員長 : これはあくまで叩き台として書いているだけでして、当然叩き台がないと議論ができませんので、現段階で叩き台を作っているだけです。

委員 C : 叩き台がどんどん更新されていくので、前の叩き台のどこかな？とちょっと焦ってるんですが。

委員長 : 今の話を集約します。内容の話をするときにもまたご説明させていただきますが、市民委員会の思いとか、自治基本条例というのはどういうものを伝える手段は、保留ということでもよろしいですかね。確かに他市さんでも、市民委員会だけで自治基本条例とは何かというような形でシンポジウムを開いたりとか、あるいは広報誌とは別に瓦版を発行したりするところもありますのし、色んな方法はされていると思うので。

委員 D : できたら次回で結構ですので、他市がどんな風に中間報告でどんな風にされていたのか、シンポジウムを開いたとか、自治会を集めたとか、そういう情報があれば、教えていただきたいです。

委員長：知る限りでは出せませんが、あくまで知る限るになります。

委員E：どの程度の情報が必要ですか？

委員D：こんな感じでやっていたよとか、こんなやり方があるよというのがあれば知りたいです。

委員長：この委員会で振り返ることはできないので、現時点からどうスタートするかということを考えないといけませんね。

委員D：PR方法の例ですね。岸和田はこんなのをやっていたとか、そんな感じで結構です。

委員長：自治基本条例とはこんなものを目指してますとか、こんな理念が必要じゃないですかと、訴えるシンポジウムを開くとか、あるいは瓦版の発行です。広報誌とは別に、市民委員会の思いというのを書いた瓦版を発行するとかですね。これは読まれないことが多いですね。これは、自治会ルートを通じて、広報誌と同じように回覧板であったり、配布していただくという方法もあります。それから、地区で交流会をやることもあります。当然、行政に出してからは、また別個行政の責任で説明会をやったり、パブリックコメントはすると思います。

委員E：私が見てきたのは一個だけなんですけど、こないだ滋賀県の草津市が同じ事をやっています、これは市長さんが説明をされていまして。市長説明会が30分、条例の説明がこれと同じようなボリュームのもので30分、後30分は意見交換という一時間半コースでした。

委員B：その条例はどのような段階の条例ですか？

委員E：もう、上程直前の状態ですね。セオリーではあるんですが、結局これが町内会単位で集められて、何で呼ばれたのかわからない感じで、市長さんが来たからといって参加しているような状態で、もうちょっと早くから、声をかけていたらもっと良かったのにと感じて見ていたんです。自治基本条例とは何？というところから始まるので、話がそこで終わるんですよ。

委員G：こんなものを作っていますよということが頭にあって聞きに行くなら、結びつくと思いますので、そこらへんを膨らましていくことが今いるのではないかと僕は思いますね。

委員E：今の段階ですね。読んでくださいとか、気にしてくださいというくらいでいいということですね。

委員G：それをどうやってやるかということがね。シンポジウムといってもなかなかね。出来上がってしまっているものをやるならあれだと思えますけど、その前に導火線を引っ張っておく方がいいような気がしますし。

委員B：私たちが集まって、先生のレクチャーを受けて、ようやく自治基本条例って何だということになって、レベルが上がってから理解できるんですよ。それを開いて、どうするのかと思いますね。

委員長：いわゆる共有するルールがなぜ必要かなとかそういうことを議論するということでしたね。

委員B：その、タイミングでそれが必要かなと。

委員長：細かい内容は確かに行政の方で調整した後、草津市長さんもそうでしたが、市長さんが先頭になって説明会等をやるということになると思います。

委員E：色々ありがとうございました。整理をさせていただいたり、役所の方で出来ることを確認させていただきました。

委員A：後、一つだけ申し訳ありません。われわれ市民検討委員会のほうで、議論させていただいていますが、今日の議論の結果、色んな叩きの結果を踏まえた上で、この時点で、一旦行政サイドで揉んでもらうということはよろしいですか？次回、市民検討委員会の中で対案として持ってきていただく。それで、実際に行政としての思いとか、そういうのも一旦整合性をとっていただこうと思うんですが、まずいですか？

委員L：整合性ということは行政がまた別で作ってそれを出すということですか。

委員A：対案文形式ということで、ちょっとここ変えましょうとかを出してですね。

委員C：叩き台をまた作るということですか。

委員D：他の条例との兼ね合いとかをやっておかないと。

委員E：他の条例との兼ね合いとか、足りないところを補足していただいたりとか、あるいはもう少し丁寧に説明してほしいところがあれば、それを言ってくれる感じで。

委員C：もし、それをやる場合は、叩き台をどんどん更新していくのではなくて、横に書くとかしてくれないと、どこがどう違うかとかがわからなくなるので。

委員E：そうですね。並べて書いてもらいましょう。

委員J：ですが、検討部会のとときに役所の方々が来られて、十分意見というのは入っていると思うんですよ。

委員D：ではなくて、条例の文言として規定だとか、問題発言の部分とか、テクニク的な部分でチェックしてもらおうという意味で。

委員L：行政の人が後ろにいたので、訊いて説明してもらえばいいじゃないですか。自分達で憶測ばかりで話していても仕方ないですよ。

委員B：今日の前半で、検討部会は検討部会で独立したものだという話をずっとされていて、それでここで行政が出てくるというのは、ちょっと一貫していないんじゃないですか。

委員A：それは違います。

委員C：それは、やってもいいんですけど、さっき言ったようにここはこうし

たらどうですかという感じで、別に意見書みたいな形でやってもらうということですよ。

委員L：だから、今私たちがここで言ってもわかりませんよ。後ろに行政の人がいるんですから、大体こういう感じですよということを言ってもらった方が早いじゃないですか。

委員D：私も別の仕事で、市の契約書とかがあったら現場レベルでOKでも、市の何々課がチェックしないと他の兼ね合いとかがあるので、フィルターをかけとかないと。根本的にだめって言われないように、そういうことをやるとかないとね。

委員B：それは絶対に必要です。そのことを言っているんですか。

委員A：そうです。市民検討委員会を出した内容を、一回行政に見ていただいて、それを一旦戻していただくことによって、より市長さんから議会のほうに提出するものに近い形になるかと思います。いきなり、変わって、実際議会を通った状態で、われわれが思ったのと違うということになると、それはまた本末転倒なので、そういう意味でのチェック機能ということですね。

委員B：検討部会の中身が変わることに対して異論はないですよ。議会を通らないと話にならないので。どういう風に変えられるかというのも非常に興味があるんです。

委員E：さっき話してたのも、2つあってですね、こちらもこの中だけで議論して完結してしまって、行政側に投げて、最後に結果を見たら、変わってるとかいう話になった方がいいのか、あるいはこの会議やっている間に、まだ時間的な余裕はありますので、庁内でも少しチェックしてもらって、意見を言ってもらおうということです。あくまでそれを採用するかしないかの決定権はこちら側にある状態です。

委員C：まさに協働を実践するということですよ。

委員L：行政も市民もいいものを作らないといけないですよ。だから、行政の人もどんな感じで思っているかということをお話をしないといけない

ですよね。

委員A：その辺のことを事務局から説明していただきましょう。

事務局：今、委員さんの中からもご意見がありましたように、実際に条例として議会に提出する流れの中で、われわれの事務の流れで、条例案を作成する際に、法規部門で一定の文言の整合性も含めまして、修正をしていただくという流れがございます。合わせまして、今回の部分につきましては、庁内でワーキンググループという組織もありますし、ご提出後になるかと存じておりますが、制定の委員もございますので、そういう中で一旦、形を整えさせていただくというような方向はどうかと考えております。

委員A：揉んでいただくという意味ではよろしいでしょうか。

委員D：表現に間違いがないとかチェックするというのは何部門ということになるんですか。

事務局：法務課の文書法規グループになります。

委員D：条例の文言のチェックをするという部門ですか？

事務局：そうですね。後、法務関係の事務を扱っています。

委員J：法務といたら、地方自治法を見てそういうことを言うんですか？どういう視点から見て法務的に違うと判断するんですか？例えば、他市のをを見て、違うというのではなくて、現行法から見て違うということじゃないと。他市のを真似してほしくないんです。全く違う、このまちらしいものを作りたいと思っていたんですよ。何を見て文言が違うという判断するんですかね？違うという判断の基準って何から導かれるんでしょうか？

事務局：すべてこれだというご回答は、今の段階では100パーセントではないと思うんですけど、ひとつチェックの基準としましては、条例の形というのはあると思います。委員の方が、今、心配や疑念を持っておられるところについては、こちらのほうで意見を出された文章自体

が、全く自分達の思いとかけ離れた文章になってしまうのではないかと
というようなところに疑念を持っておられるのかと受け止めたんです
が、法規というのはそういうことをチェックするところではなくて、
例えば、つまらない話に聞こえるかもしれませんが、句読点の余地で
あったりですとかね。

委員 J : 「てにをは」 だけですよね。

事務局 : そうです。

委員 J : それならいいですよ。色んな条例がありますから、それを見ていくと
いうならわかりますからね。

委員長 : 形式チェックは、チェック事態はいつでもできる問題で、どこがなぜ
違うのかということの論点を出していただきたいということですね。
これは形式的チェックといいましても、発想とか考え方が違うことが
過去の経験上大いにありますので、論点と、なぜ違うのかというところ
を出していただいて、その点をここで検討するということですね。

委員 B : おそらく、句読点だけのチェックじゃなくて、この中にはわれわれは
チェックしていないですけど、矛盾が絶対存在するんですよ。文章の
中で前半に書いていることと、後半に書いていることで、市民の権利
とかも書いていますが、事業者とのことを考えたら、それは事業者には
当てはまらないだろうというような細かいこともあるんです。文章
のおかしいところは、必ず存在すると思うのでそれはチェックしてもら
っていいんじゃないですか。ただ、われわれの要望は、趣旨は変えて
もらったら困ります。

委員 A : 事務局の方から補足お願いします。

事務局 : 先ほどもおっしゃっていただいたことなんですが、例えば、権利と義
務というようなことが仮に書いてましたら、本当に権利と義務につい
て謳われているのかということもございますよね。そういうことも
含めて、色んな意味で整合性を持ったような形、また、条文全体の流
れが理念的な部分が、自治基本条例でご検討いただいているのかなと
いう風に受け止めているんですけど、そこに付随するような内容に

ついても、どうなのか、整合性が取れているのかという全体のバランスも当然考えてまいります。そういうところも合わせて、お示しをさせていただきたいと思います。

委員B：中に憲法違反があるとか、基本的人権の無視があるとかあるかもしれません。

委員D：見ておかないと大変なことになりますよね。

委員長：そういう時に理由を加えて指摘してもらえれば議論しやすいですね。

委員C：内容についてちょっといいですか。

委員長：ちょっとその前に修正点だけ簡単にご説明します。前文につきましては、まず、1段目の最後に楠の話を加えました。これは、市のほうで説明されている楠の説明を少しコピー・ペーストし、編集しただけです。それから、2段目、3段目はなかなか書ききれないんですが、これまでのお話を聞いてきた中で単に少し調整してきたことです。したがってこの文が前回の前文と大きく変わったところですが、それから、3ページ目のいわゆる定義から始まるところですが、そこに事業者と議会というのを含めておかないと、バランスが悪いとか、そもそもの役割を明記しておく必要があるということで、定義に事業者、議会を加えました。これもご指摘いただいたところだと思います。それから、5ページ目、前回最高規範ということで、最高規範に基づいて総合計画は作られるという内容は他の条文にもありましたが、総合計画に部分をそういう意味で削除してしまっていたので、前回復活するべきだという意見がありましたので第5条になりますけれど、復活しました。それから、表現としては権利と義務、責務と、バラバラだったので、これもご指摘いただいたとおり、権利と義務ということで修正をさせていただきました。後は、ご指摘いただいたところは、前回の中では、大きな議論というか、少し認識の違いがあったかと思われませんが、10ページ目の地域自治の推進というところですが、小学校区とか中学校区で、こういう委員会を設けるのか、それとも全域的に検討する委員会を設けるのかというところで少し認識の違いがあったので、第28条のほうで全域的に設ける、いわゆるコミュニティ全体のあり方を検討する協議会を設けるとともに、これも必要があるといわれる地域

もあるという話を聞いたので、必要のある地域から、地域ごとに地域自治推進協議会を設けると、少し2本立ての仕組みにさせていただきました。したがって、全体の推進協議会でこういう方針を出すときに、方針を出していただければ、地域協議会、各小学校区単位ないしは中学校区単位で設けられる推進協議会との連携の中において、新しいコミュニティのあり方を推進していくと。そんな風にして表現をさせていただきました、主に、こういうところが前回の叩き台とは大きく変更したところです。

お話がありました、個別の表記はともかくとして、全体としてこんなところがもっと重点を置いたほうがいいのかとか、そういう点をご配慮いただきながらご発言いただければと思います。よろしくをお願いします。

委員C：はい。

委員長：お願いします。

委員C：色々わかりにくい表現とか言葉がありますので、そういうのを説明的なものを随時(注)というような形で、入れないといけないのかなと思いますね。例えば、門真市自治基本条例という言葉自体の意味というものも書いたほうがいいのかなど思ったんですね。どういう形とかっていうのは、まだあれなんですけど。それと、前文についてなんですけど、6段目の先人達の努力と郷土愛の結晶というのが、説得力がないんですよ。委員さんがおっしゃっていた、先人達のことをここに書いてもらって、先人の努力と郷土愛の結晶の、説得力を持つ歴史的な事例を入れていただくというのが必要じゃないかなと思いますね。それと、幣原喜重郎さんの碑なんですけど、恒久平和というのをすごく謳っているんで、恒久平和というのを入れたほうがいいのか感じました。それから、市民憲章、まちづくり条例についても、一つ一つ、関連条例とか、市民憲章というのを随時、下に入れるとかですね。

委員長：解説に市民憲章を全文載せても分量的にはそんなに多くはないですね。

委員C：そうですね。だから、随時入れることによって理解が深まるかなと思います。

委員長：幣原喜重郎とか、市民憲章については、今回の叩き台には一応記入はしてありますが、幣原喜重郎については恒久平和を付け加えるということですね。市民憲章は、説明に付け加えてですね。

委員C：それと、2ページで「これ」を指定しと言う風になってますが、やっぱり「これ」ではなく、門真市自治基本条例という言葉を入れてほしいです。それと、「いきます」という表現ではなくて、「いかなければいけない」とか「いく必要がある」とか、そういう表現にした方が説得力があるのではないかなと感じました。それから、説明の部分で、7行目の「議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります」のところと、前文は～の後の、「これから、市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例が門真市の自治の最高規範として尊重されていくことを宣言するものです。」という言葉がいいなと思ったんです。これ、条例には入れないんですかね？これは、説得力があるので、条例にも何かの形で入れたらいいかと思います。

委員D：あんまりやると今度はどんどんボリュームが増えて、あえて説明で詳しくやってくほうが私はいい気がします。それなら、説明なしになって、読みにくくなってしまう気がします。いかがでしょうか。

委員長：解釈も説明に加えておくというのも重要なことですので。

委員C：これ、すごくわかりやすいんですね。それから、最高規範性ということなんですが、これはやっぱりこの位置になるんですかね？もっと前の方にできないですかね。

委員長：これは編集上、簡単に言うと、どうにでもなります。自治の基本原則の直後に動かすこともできます。自治体によっては最後に置くところもあって、私は頭に置くのが好みですが。そこらへんはみなさんのご意見で。

委員E：具体的にどこらへんがいいのでしょうか？

委員C：一番最初の全文の後でいいんじゃないですか。

委員長：第一章総則の頭ですか。

委員G：そこまでいくとちょっとね。

委員C：いきすぎですかね。

委員長：総則の前でも、まあ、みなさんのご意見があれば。第2章の自治の基本原則の頭に持ってくるのも。

委員G：協働が先に来るのがちょっと違和感がね。

委員C：それと、市民の権利と義務のところなんですけど、子どもの権利と義務というのは、子どもだけ別にしなくても、市民の権利と義務の後に第10条を入れてしまってもいいのかなと感じたんですけど。

委員長：私は、当然市民のみなさんに従ってこれをつくっていますけれど、最初の4回目くらいまで、子どもの話がすごく多かったので、あえて門真市の特色として特別に強調したほうがいいかもしれないと思ったのですが、もちろん変えることも出来ます。

委員C：それで、10条がすごく簡単に書いているんですけど、説明の部分で、子どもというのは20歳未満の青少年ということですけど、子どもにはそれぞれ特色があつてという文言も説明にありますけど、もう少し、条文の中に子どもの特性というのを入れる必要があるかなと思います。もし、これを市民のところへ入れてしまうのであれば。

委員長：子どもという表現はまず、法律にはないと思います。自治基本条例の中で他の自治体は大体解説で、20歳未満の青少年及び子どもと表現するのが多くの使い方だと思います。子どもの特性を条文に書くというのであれば、少し説明を長くして書くことが必要だと思います。

委員C：どこが一番必要かと思うのは、7ページの「したがって子どもにはそれぞれの年齢、個性、特性に相応しいまちづくりに参加・参画する権利を認める必要がある」というところです。ここがすごく重要だと私は思うんです。これは、条文の中に入れたいといけないなと思います。

委員E：一応入っているんですね。協働によるまちづくりに参加・参画する権利がありますというのは書いてあります。

委員C：年齢、個性、特性に相応しいという部分は入れないといけないと思います。

委員D：その辺がさっきの法規とかに関わってきて、説明には詳しく書いていけど、条文に書いてしまうと縛りとかになってきて難しいところがあるのではないかと思います。

委員長：今の指摘の部分に限っては、年齢、個性、特性に相応しいという表現は条例のほうに入っています。子どもを強調する場合には、入れている自治体もあります。それを条例のほうに移し変えるのは技術的には簡単なことなんです。

委員J：区切ってやっていったほうがわかりやすいと思います。実は、僕は4月22日の前文の叩き台が、すごく気に入っていたんですよ。このときにわかりやすく書いていますよね。「私たち市民一人ひとは、社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い」という風に書いていましてね。「ボランティアの精神を育て、まちづくりのために自ら主体となって選択し、行動することにより」と書いていますし、「議員は、選ばれたことを誇りにかつ謙虚に、市全体への奉仕者として、「見える」形で政策提言・決定活動を通じ、自然体の発展に貢献していきます。さらに市役所やその職員は、「見える」行政の担い手として、公正公平かつ組織的な行政サービスの提言を通じ、市全体の発展に貢献していきます」と書いていて、見えるというのが、すごくわかりやすくてよかったです。それがいつのまにか難しい文章になってしまって、わかりにくくなってしまいました。

委員長：これは、私のほうで勝手に変えたわけではなくて、ちょっとご説明させていただきますと、2ページ目の頭のあたりに、自然や社会から多くの恩恵を受けているという文章は生きてますけど、今、ご指摘いただいた議会、市役所、市民というのを分けて書くというのが、あまりここでは書かないほうがいいのかという意見がありました。

さらっと書いたほうが良いという意見がありましたので、4月以降修正が2回くらい加えられて現在に至ります。

委員J：これがわかりやすいなと思っていて、「見える」ということが一つのキーポイントですから「見える」ということがすごくよかったんです。

委員長：条文でカバーされているので、前文はもっと短く表現したほうが良いというご意見がありました。

委員J：逆に色々なくなってしまうね。

委員長：それは当然、復活したほうが良いという意見が多くあれば、また復活させるべきだという意見が多ければ復活します。

委員J：僕がやってきた宿題なんです。

河内平野の中央に位置し、古くから低湿地で、雨が続くと水害になり、耕作が出来ない状態になり、農民達は生活に困窮した。しかし、農村には相互扶助と独立の精神と結束力を持ち、生活の安定が犯されようとしたときは、一揆で持ってそれに応えるしたたかな自治があった。江戸時代になると幕府の許可なく古川の堤に水門を設けて、命を懸けて農民達を水害から守った多くの義民を排出したと書いています。これが自治だと思うんです。

委員B：今のフレーズと、今さっき言ったフレーズ2つで前文でいいと思うんですよ。みんなの意見を聴いたから、わけわからないことになるんです。

委員長：前文は私のほうで書くわけにはいかないのですが、具体的な表現を出していただいた場合には、そのまま挿入してます。だから、今出していた意見はそのまま挿入する努力はします。

委員J：やじえもんとか、きざえもんとか、このまちには色々な義民がいて、門真市の歴史というのが2000年3月に出版されています。第3章の6というのに、もっと詳しく門真の義民の姿、あり方などを書いていろいろあるので、こういうところを見て、生きている人間の生活とい

うのが自治だと思いますから、景色だとかではないと思いますので、そこらへんのところを取り上げてもらえたら幸いです。

委員長：そのまま言葉をいただけましたら。

委員C：それが先人達の努力と郷土愛ということですかね。

委員D：あんまり固有名詞が入ると、何で私が入ってないんだということになりますからね。

委員B：入っているけど、前のを消していないから、増えていって、話がごちゃごちゃになってくるんですね。今さっき委員さんがおっしゃったような、シンプルなもの、最初に言っていたようなのを、組み合わせたら本当にすっきりすると思います。自治の歴史を書いて、次に議会、市役所、市民というのがどういう風な姿でありたいかがずっと入ると。こう見ると、みんなの意見です、組織でやってますと言われたら反論できませんよ。そして蒸し返しは禁止ですというようなことを言われたらね。

委員長：蒸し返しはだめだとは一切言っていません。もうひとつは、私は市民ではないですし、歴史も知りませんので、前文は書けないので、具体的に出してくださいと言いました。具体的に出したのをつないでいったのが現状です。

委員B：だから、先生が最初に出してくれたのがよかったんです。その後、みんなで叩いてくださいとなって、グループ分けしてやりましたよね。それで、みんなが違う方向に叩き出して、みんなの意見を入れたから言いようがない文章になっています。

委員J：本当に最初にもらった文章の、「現代の都市部」以下のところから「利己主義が人のつながりを希薄化に～」とかいうところはまさに門真ですよ。課題も全部書いてあります。

委員長：自治の歴史はそのまま入れるとして、後半部分は、欠席されたときにだらだらと書くんじゃないというご意見がありましたので、さらりと書いたということです。もう少し復活したほうがいいという意見があ

れば、市民委員会である程度、納得されないと思います。前文を長文で書く自治体もありますし、できるだけ短くされる自治体もあります。

委員 J : 市民憲章は知っていると思いますけど、13年に美しいまちづくり条例が出来たとか知らないですし、こんなこと新たに書いてもしょうがないんじゃないですか。私が書いたのも全部入ってないですからね。もっと強烈なことを書きましたけど、ひとつも出てないですからね。

委員長 : 強烈という表現を使いましたが、強烈なことではできるだけ前文には避けて、柔らかくしたほうがいいという意見が出てきたので、そのあたりの調整をどうするかということです。門真市として、ストレートに書くのか、あるいは少しオブラートに包んだ前文というか、前向きな意気込みだけ伝えればいいのかというところですね。

委員 D : その議論は前々回に終わったんじゃないですか。

委員長 : 一応終わっていると思うんですけど。

委員 B : いや、彼はいらしてましたよ。宿題をやってきているわけで、蒸し返しているわけではないですよ。

委員 J : そうですよ。宿題にしていましたよ。

委員長 : 日曜日の宿題はまた後で。昨日までに出していただいたものしか、ここには反映できませんので。

委員 C : あの、続きがあるんですけど、いいですか。子どものところまで言ったんですが、後、8ページの市役所の権利と義務というのがあるんですけど、その後に、職員の権利と義務と、別にしてあるんですが、これは一緒にしたほうがわかりやすいと思います。条文はこのまま入れるとしても、別にする必要はあるのかなと思いました。

委員長 : これは一緒にしてよろしいでしょうか。これは職員も職務を守ったほうがいいということでは…

委員 B : 私の考えでは、市役所は全体としての組織の話で、市職員は個人一人

一人のあるべき姿です。もちろん、議会は議会という組織、議員は個人です。みんな分けとくべきだと思います。組織の話と各個人の話は違ってきますからね。

委員C：7ページが、議会・議員の権利と義務になっているんですが、これは別にしないといけないということですよ。

委員長：議会と議員を分離ということですかね。

委員E：17条も分離ということですかね。

委員B：そうですね。ただ、市役所も議会も権利を謳ってますか？

委員G：市職員の権利もこの条例で謳わないといけないんですかね。

委員長：責務とすると、表現としては非常にわかりやすいですね。

委員B：最初の議論でありましたよね。権利と責務をどうすべきかということ。権利と出てきた時には、義務とあるけれど、権利を謳うのであれば責務のほうがすっきりしますよね。ここで義務というとちょっと強い語感ですよ。だから、ここは市役所の責務、市職員の責務とか。

委員C：責務は責任と義務ですよ。

委員G：権利が入るとややこしいですね。

委員C：やっぱり、市役所の役割というほうがいいんですかね。役割分担ということを経験のほうで言ってますよね。それぞれ足らずを補い合いという風に。だから、権利と義務という問題ではなくて、役割分担というのがね。

委員長：市民の方が受け止める時は役割というほうがわかりやすいかもしれませんね。役割という自治体もあります。

委員B：責務はちょっと強い感じなので、役割のほうがいいかもしれませんね。

委員長：知る権利とか、参加・参画する権利とか、自治基本条例の原案で謳っています。この辺も多分…門真市の情報公開条例の中では、知る権利というのは謳っていませんので、自治基本条例の中でもっと前向きに知る権利を謳っていこうということですね。知る権利については各自自治体さんでも謳っているところが多くなってきました。

委員C：それはどこで謳っているんですかね。

委員B：悩ましいところですが、私の考えでは、全部独立して、市民・行政・議会というのを、見えるというのが各項目に入っているんですよ。今回の条例は、全て見える形にするんだよという意味で独立させたほうがいいかなと思うんですけど。透明性ということで。どこに入れるかなんですが。

委員長：知る権利というのは、今、8条に入っています。

委員C：論点のマトリクスですけど、これは透明性というのが大前提であるということが必要だということですよ。

委員E：それは3条の情報共有のところでは言っていますが、足りなければ透明性とか、もっと別の表現とか、説明を足してもいいですし、条文のほうで足してもいいです。

委員C：情報共有というのは透明性とは、また違うんですよ。

委員長：ここは重要なキーワードが入っているかどうかなので、そのキーワードをぜひ問題提起していただければ。

委員C：透明という言葉をね。

委員J：情報の公開だとなんか制限された気がしますしね。

委員C：とにかく透明はキーワードかもしれないですね。

委員B：マトリクスに書いてますが、9つの全てに共通する今回の自治基本条例のキーは行政・議会・市民の活動を見える形にすると、入っている

ことは入っているけれど、何かインパクトを置きたいですね。

委員C：協働するためには透明でないとできないんですよ。協働が一番のキーワードで、そのための自治基本条例ですよ。だったらやっぱり協働という言葉を入れないと、何か隠していたら協働はできないですからね。

委員E：例えば、今おっしゃっていたところで言うと、3条のところに「市民、議会、市役所は、それぞれが持つ参画や協働に関する情報を公開し、共有します。」の後に「透明性の高い門真市を実現していきます。」とかいう種類の文章を入れるとかですね。重要なところですのでどんどん補足していただければ。

委員B：ただ、見える形にするのは必要だし良いのですが、見える形になって市民が確保しなければならないのは、いろんなことが出てきてもうろたえずに議論していく姿勢。バッシングに走らずに一つ一つ解決していくと。今まではおそらく、見えなかったから安心していたんです。独裁社会というのは見えないから不安が来ない。不安が来ないから安心して。ただ騙されているだけということになってしまうので。

委員J：4月22日の叩き台の文案の中には、「見える」とよく書いてあるんです。これこそ我々が最初に望んでいたことなんです。こういう前文を書いてもらったら、自ずと後のところにも入ってくると思うんですね。

委員長：今日の叩き台は、前文に見えるという言葉は入っていますが。

委員J：最初に書いていただいたくらいのものでないとわからないですよ。これこそが本当に良いと思うんです。

委員長：それはこれまでの議論もあって、調整されたところもあると思うので、今日いただいたものを基にまた修正させていただきます。
よろしいでしょうか。時間的な都合があるので、もう閉めなくてはいけないのですが、はい。

委員B：ちょっと話は飛びますが、この前の検討部会で職員さんから、宿題だとか策定部会でちゃんと決めてもらわないと考える時間がないという

ことを言われましたよね。ワーキンググループもここ数回そういうアウトプットがないので開けていない、これはもったいないじゃないですか。

委員長：それは私の観点から言うと、ずっと次回は何をやりますと宣言していますし、しかも第1回のときに市役所のほうから他市の自治基本条例も出していただいております。従ってこの点について読まれて、自分自身で検討していただくのが宿題だという風に思っております。

委員B：それはそれで良いのですが、今回の策定部会で、どう検討部会の方にアナウンスするかという宿題を我々がもっていたのではないのですか。

委員A：答えたのは、資料としてお出ししますという話はしました。それは次回の検討部会の前に皆さんのお手元に配れるようにしますという話はさせていただきました。

委員長：策定部会の調整結果を事前に配るということですので、この素案の調整結果を。従ってその素案づくりで策定部会がもう1回あると思いますので、揉んでいきたいと思います。
申し訳ありませんが時間ですので、ご意見があればペーパーで事務局に。

事務局：すみません事務局からひとつよろしいでしょうか。恐れ入ります。先ほど行政の対案のお話があったかと思いますが、これについてやはりある程度の時間を要する業務です。様々な課やワーキンググループ職員も日常業務がある中になりますので、次回の6月24日というスケジュールが少し厳しいのかなという風に考えているのですが、いかがでしょうか。

委員長：今のご提案は、24日ではまだワーキンググループからの提案は出せないで、延期してほしいということですね。

事務局：すみません、そういうことです。できれば7月という形で。今日もご議論をお聴きしていますと、そういうものを出させていただいた中で次のご議論をしていただくという流れと受け止めておるのですが、

いかがでしょうか。

委員B：私はそれで結構だと思います。ここでまとめるのは私たちの案という言葉だけでも良いと思うのです。その後も洗練させていくのは行政の役割だと思うので。

委員長：そうしましたら、6月24日は開催せず、7月15日開催ということでもよろしいでしょうか。他に事務局からご連絡よろしいですか。

事務局：はい、ありがとうございます。

委員B：検討部会との兼ね合いは大丈夫なのですか。

委員C：検討部会は8月21日なので。

委員長：では、そのように進めさせていただきます。最初の、説明会という表現はともかくとして思いを伝えるということについて、次回提案させていただくということでもよろしいでしょうか。自治基本条例はなぜ必要か等の思いを伝える会を開催するということで大體合意を得たと思うのですが。

委員C：それはいつするのですか。

委員長：その提案を次回に出させていただいてよろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：わかりました。では、少し延長して申し訳ありませんが、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

委員：ありがとうございました。